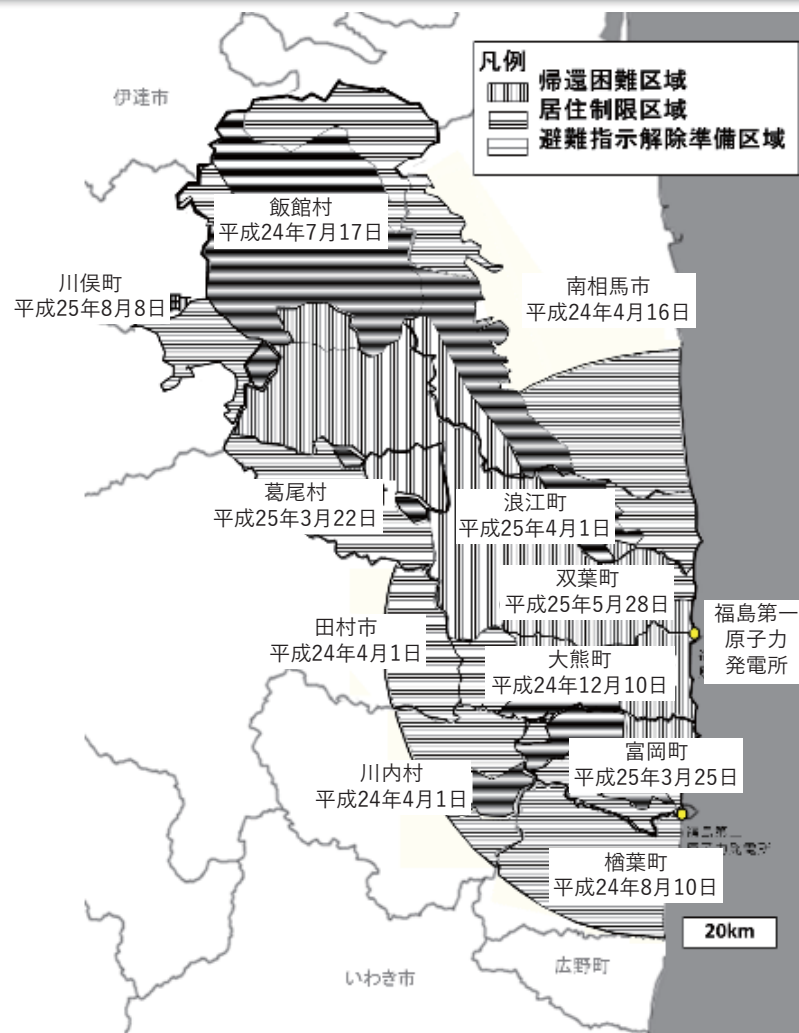


避難指示区域内 の活動

避難指示区域の設定について



平成23年4月22日時点
(事故直後の区域設定が完了)



平成25年8月時点
(区域見直しの完了時点)

第15回原子力災害対策本部（平成23年5月17日）、第31回原子力災害対策本部（平成25年8月7日）等 より作成

避難指示区域内 の活動

警戒区域、避難指示区域の設定及び解除について

2011年4月22日以降 事故直後の区域設定	2012年4月以降 原子炉の冷温停止確認後
警戒区域 発電所から半径20km圏内。同区域は2011年3月12日に避難指示区域に設定されている。	避難指示解除準備区域 年間積算線量20mSv以下(※)となることが確実であることが確認された地域。
計画的避難区域 発電所から半径20km以遠の、事故後1年以内に20mSvに達するおそれのある区域。	居住制限区域 年間積算線量20mSv超(※)のおそれがある地域。
緊急時避難準備区域 発電所から半径20km以上30km圏内のうち、計画的避難区域以外の区域。2011年3月12日に屋内待避地域に設定。	帰還困難区域 事故後6年後も年間積算線量20mSv超(※)のおそれのある年間積算線量50mSv超(※)の地域。

(※) 第4次航空機モニタリングの結果を平成24年3月31日に補正した線量データに基づく

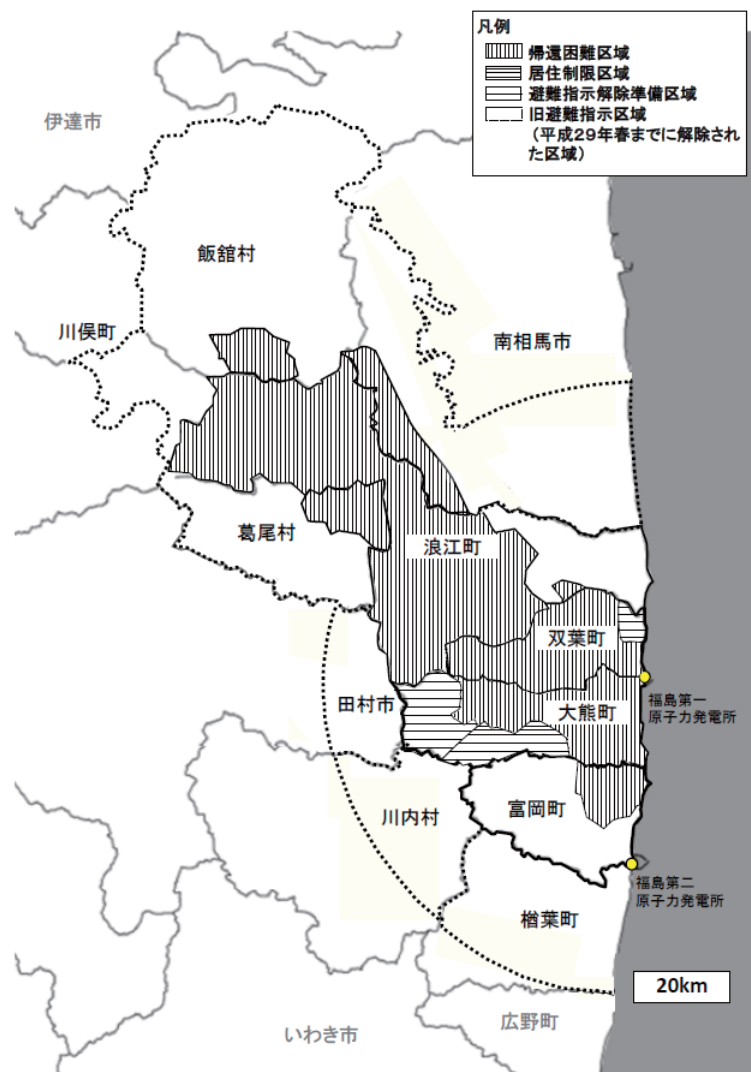
避難指示区域：

原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく避難指示のあった区域。計画的避難区域及び発電所から半径20km圏内から、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域へ見直しを行った。

警戒区域：

原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく立入り制限等が設定された区域。

原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日)より作成



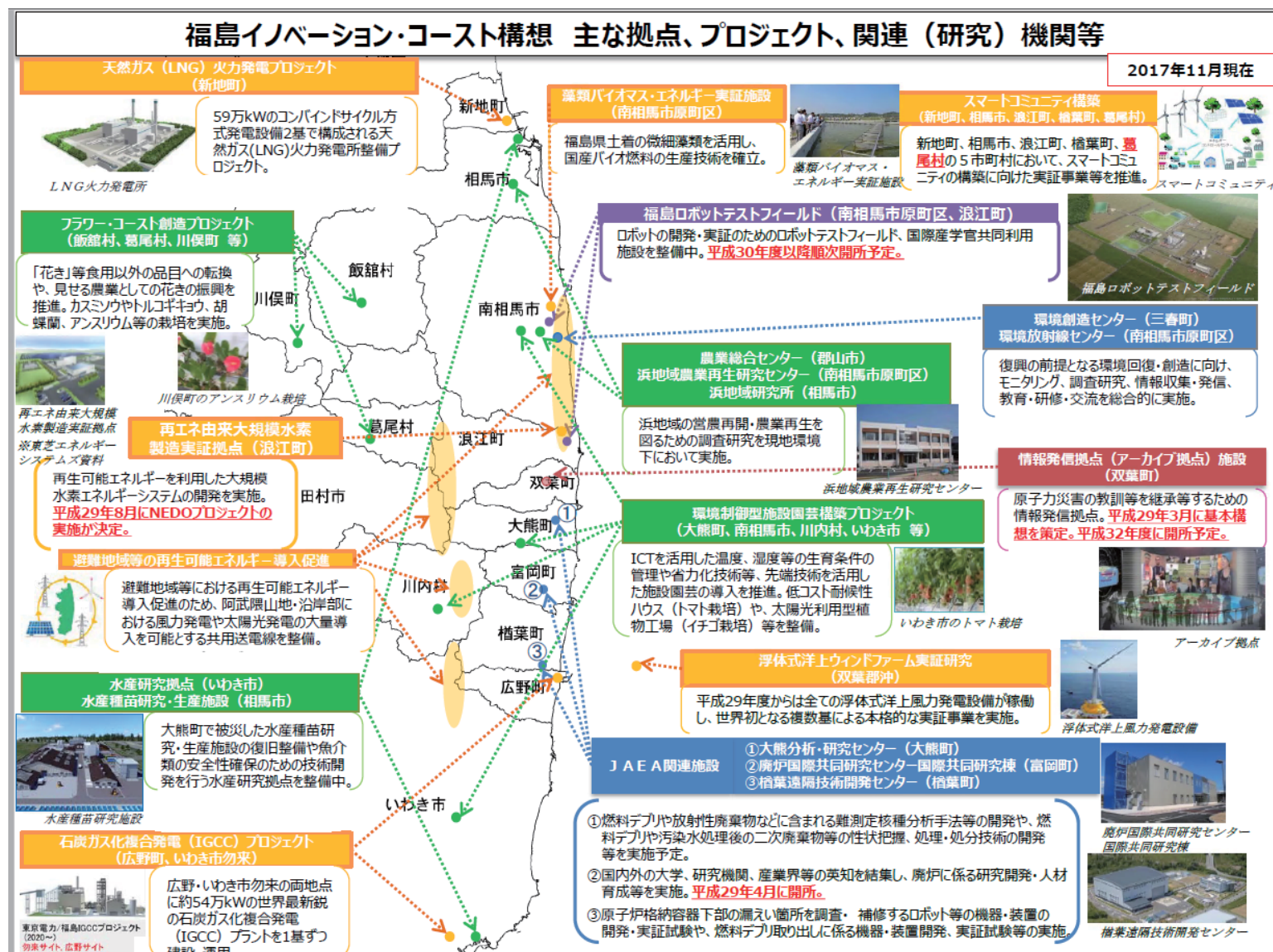
○各市町村における避難指示区域解除の経緯

平成26年4月1日	田村市	解除準備区域の解除
10月1日	川内村	解除準備区域の解除 居住制限区域から解除準備区域へ
平成27年9月5日	楡葉町	解除準備区域の解除
平成28年6月12日	葛尾村	居住制限区域の解除 解除準備区域の解除
6月14日	川内村	解除準備区域の解除
7月12日	南相馬市	居住制限区域の解除 解除準備区域の解除
平成29年3月31日	飯舘村、川俣町、浪江町	居住制限区域の解除 解除準備区域の解除
4月1日	富岡町	居住制限区域の解除 解除準備区域の解除

第45回原子力災害対策本部(平成29年3月10日)等 より作成

事故からの 復興・再生

福島イノベーション・コースト構想の取組について



福島イノベーション・コースト構想推進分科会（第1回） 福島イノベーションコースト構想の進捗について

帰還困難区域の主要幹線の線量調査結果について



開通前の線量調査最終確認結果

常磐自動車道

2015年3月1日に不通区間浪江IC常磐富岡IC間が開通し、全線が開通しました。

JR常磐線

2019年度末に不通区間富岡駅－浪江駅間が開通予定です。

国道・県道

国道6号線は2014年9月15日、国道288号線は2015年2月28日、国道114号線は2017年9月20日から、特別通過交通制度の運用を変更して、通行証の所持・確認なく通過できることとなった。

開通前調査における通過時の運転手の被ばく線量

国道6号線 (2014年9月15日開通)

$1.2 \mu\text{Sv}$ (楢葉町－南相馬市間)

※東京－ニューヨーク間フライト時の被ばく量 (約 0.2mSv) の167分の1に相当

常磐自動車道 (2015年3月1日開通)

四輪 $0.37 \mu\text{Sv}$ 二輪 $0.46 \mu\text{Sv}$ (広野IC－南相馬IC間)

※東京－ニューヨーク間フライト時の被ばく量 (約 0.2mSv) の540分の1、430分の1に相当

国道288号線 (2015年3月1日特別通過交通)

$0.28 \mu\text{Sv}$ (田村市－常磐富岡IC)

国道114号線 (2017年9月20日特別通過交通)

$1.01 \mu\text{Sv}$ (川俣町－浪江IC)